

☆ 知って得する情報(第 37 回)

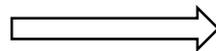
: 生命保険金の受け取りはだれにするのが有利なの? . .

・ポイント

満期保険金の受取人を契約者本人とすれば、受け取った保険金から、それまでの支払保険料が差し引けますし、その所得も一時所得になるので課税所得が2分の1になり税金がずいぶん節約できます。

: 契約者（保険料支払い者）も受取人もご主人の場合

満期保険金を受け取ると



一時所得

(所得税・住民税の課税)

- ① 受け取った保険金から、それまでの支払い保険料が差し引けます。
- ② 一時所得ですから、①から 50 万円を引いた後の残額を 1/2 の金額が課税所得。

受け取った保険金 - 支払保険料

- 50 万円

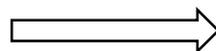
=

一時所得

2

: ご主人が契約者（保険料支払い者）で、奥さんが受取人の場合

満期保険金を受け取ると



贈与財産

(贈与税の課税対象)

- ① 受け取った保険金からは、贈与税の基礎控除（110 万円）しか引けません。
- ② その年中に他の贈与財産があればプラスすることになります。

受け取った
保険金

+

その年中の
他の贈与財産

-

110 万円

=

贈与税の
課税価格

- * 満期がくるのに保険金の受取人が奥さんになっているのなら、すぐに受取人を契約者であるご主人に変更すればよいでしょう。受取人の変更は簡単です。変更しても税金はかかりません。
- * 死亡による保険金の場合は、相続人が受取人となり相続税がかかります。
(非課税枠があります)